定額減税不足額給付金支給対象確認フローチャート

令和7年度個人住民税が福生市で課税・非課税決定されている。

いいえ → 令和7年度個人住民税課税自治体にお問合せください。

はい ↓

令和6年分所得税・令和6年度個人住民税で定額減税が適用されている。

いいえ → 令和5年度・6年度に個人住民税非課税または均等割のみ世帯を対象とした給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当した。

はい ↓

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割から定額減税しきれない額がある。

いいえ → **不足額給付対象外**です

はい ↓

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割から定額減税しきれない額の合計額（万円単位に切り上げ）が令和6年調整給付額より多い。

いいえ → **不足額給付対象外**です

はい ↓

不足額給付1
の対象になる可能性があります。

次の1・2どちらにも当てはまる。
1. 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割、どちらも定額減税前の税額が0円である。
2. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう。例：青色・白色事業専従者、合計所得金額48万円超

いいえ → **不足額給付対象外**です

はい →

不足額給付2
の対象になる可能性があります。

※このほか、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は支給対象になる可能性があります。